



2022年5月11日

各位

会社名 東急不動産ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 西川 弘典  
(コード：3289 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員 小玉 潤  
(TEL. 03-6455-1122)

#### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第9回定時株主総会に「定款一部変更について」を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものであります。
- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 現行定款第16条における、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に係る規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 経営環境の変化に対応した意思決定の迅速化のため、取締役全体の員数を適正規模に保つ目的から、定款第19条に規定する取締役の員数を、「20名以内」から「15名以内」に減ずるものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示す)

現行定款	変更案
<p>第1条～第15条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p>第1条～第15条 変更なし</p>
<p>第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>削 除</u></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第17条～第18条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p>	<p>第17条～第18条 変更なし</p> <p>(員数)</p>
<p>第19条 本会社の取締役は、<u>20名</u>以内とする。</p>	<p>第19条 本会社の取締役は、<u>15名</u>以内とする。</p>
<p>第20条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第20条～第43条 変更なし</p>

新 設	附 則
	<p>1. 定款第 16 条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定に関わらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 3. 日程

定時株主総会開催日 2022年6月28日(予定)

定款変更の効力発生日 2022年6月28日(予定)

以 上